

平成20年第4回基山町議会（定例会）会議録（第1日）						
招集年月日	平成20年12月5日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時及び宣告	開会	平成20年12月5日	9時34分	議長	酒井恵明	
	散会	平成20年12月5日	11時09分	議長	酒井恵明	
応（不応） 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席12名 欠席1名 （欠員1名）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
	1番	大山勝代	出	9番	大山軍太	出
	2番	重松一徳	出	10番	松石信男	出
	3番	後藤信八	出	11番	原三夫	出
	4番	鳥飼勝美	出	12番	平田通男	出
	5番	片山一儀	出	13番	池田実	出
	6番	品川義則	出	14番	酒井恵明	出
	8番	林博文	欠			
会議録署名議員	4番	鳥飼勝美		5番	片山一儀	
職務のため議場に出席した者の職氏名	（事務局長） 宮原 昭		（係長） 古賀初美		（書記） 毛利博司	
地方自治法 第121条に より説明の ため出席 した者の 職氏名	町長	小森純一		健康福祉課長	岩坂唯宜	
	教育長	松隈亞旗人		こども課長	内山敏行	
	会計管理者	高木英文		農林環境課長	吉浦茂樹	
	総務課長	大石実		まちづくり推進課長	平野勉	
	企画政策課長	小野龍雄		教育学習課長	古賀芳博	
	税務住民課長	安永靖文				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	決議案第 2 号	暴力追放に関する決議について
日程第 4		町政報告
日程第 5	第52号議案	基山町税条例等の一部改正について
日程第 6	第53号議案	基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について
日程第 7	第54号議案	基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について
日程第 8	第55号議案	基山小学校改築工事請負契約の変更について
日程第 9	第56号議案	基山町民会館の指定管理者の指定について
日程第10	第57号議案	基山町体育施設の指定管理者の指定について
日程第11	第58号議案	鳥栖地区広域市町村圏組合理約の変更及び同組合が共同 処理する事務の変更に伴う財産処分について
日程第12	第59号議案	平成20年度基山町一般会計補正予算（第 4 号）
日程第13	第60号議案	平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
日程第14	第61号議案	平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第 2 号）
日程第15	第62号議案	平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第16	第63号議案	平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第 2 号）
日程第17	報告第 7 号	寄附（金・物品）の報告について
日程第18	諮問第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第19	諮問第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

～ 午前 9 時 34 分 開会 ～

議長（酒井恵明君）

ただいまの出席議員数は12名で、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより平成20年第 4 回基山町議会定例会を開会いたします。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（酒井恵明君）

日程第 1 . 会議録署名議員の指名を議題とします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、鳥飼勝美議員と片山一儀議員を指名します。

日程第 2 会期の決定

議長（酒井恵明君）

日程第 2 . 会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、別紙定例会会期日程（案）どおり、本日より15日までの11日間と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（酒井恵明君）

御異議なしと認めます。よって、会期は以上のとおり決定いたしました。

日程第 3 決議案第 2 号

議長（酒井恵明君）

日程第 3 . 決議案第 2 号 暴力追放に関する決議についてを議題とします。

これより提出者の説明を求めます。池田実議員。

13番（池田 実君）（登壇）

おはようございます。

暴力追放に関する決議についての提案説明を省略いたしまして、決議文の朗読だけをいたします。よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

暴力追放に関する決議（案）。

暴力のない明るく住みよい社会の実現は、すべての人々の切なる願いである。しかしながら、警察当局や関係諸団体の努力にもかかわらず、全国的に暴力団の抗争事件は後を絶たず、

国民の安全・安心が脅かされている。

このような中、みやき町において暴力団の拠点となるような施設工事が進められている。このような動きは、平穏な町民生活の脅威となり、極めて遺憾である。ここに我々は、平穏な日常生活と安全を確保するため、法を遵守し、町民総ぐるみですべての暴力を排除していかなければならない。よって、本議会は、暴力団の存在を許さないという強い決意のもとに、町民総ぐるみにより明るく住みよい郷土をつくるため、近隣市町と協力し、全力を挙げて暴力団の追放に邁進することを表明する。

以上、決議する。

平成20年12月5日。佐賀県基山町議会。

議長（酒井恵明君）

これより採決を行います。

決議案第2号を採択と決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（酒井恵明君）

全員起立と認めます。よって、決議案第2号 暴力追放に関する決議については採択と決しました。

#### 日程第4 町政報告

議長（酒井恵明君）

日程第4 . 町政報告を議題とし、町政報告を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

皆さんおはようございます。

本日は、平成20年第4回定例町議会をお願いいたしましたところ、議員の皆さん方には御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

本定例会の案件につきましては、後ほど提案理由の説明を申し上げたいと思いますが、条例案件が基山町税条例等の一部改正について外2件、基山小学校改築工事請負契約の変更について、指定管理者の指定についてが2件、鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、予算案件が平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）、平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）、平成20年度基山町後期高齢者医療特別

会計補正予算（第2号）、平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）、諮問2件を提案いたしております。また、基山町国民健康保険条例の一部改正についての追加議案をお願いしたいと思っております。しかしながら、関係省令の公布いかんによっては会期内に議案提出ができない場合もありますので、その場合は専決処分をお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、町政報告に移らせていただきます。

まず、消防関係についてでございます。秋季全国火災予防運動が11月9日から11月15日まで行われ、基山町では11月9日、防火訓練を実施しました。今回は、第4部管内の4区で、地域住民の参加を得て応急救護訓練、初期消火訓練及び火災防火訓練を行いました。また、社会福祉協議会並びに日本赤十字社によるエアーテントの設置、災害食づくり及び簡単な救急法を行いました。当日は、鳥栖・三養基地区消防事務組合、基山町消防団、基山町消防団女性部、区長会などの協力を得て多大な成果を上げることができました。

次に、後期高齢者医療制度についてでございます。ことし4月から始まりました後期高齢者医療制度について住民の皆様に御理解をいただくため、10月6日から16日にかけて各公民館において説明会を開催いたしました。参加者は、男性216名、女性209名の合計425名で、うち75歳未満の参加者は71名でした。意見として、発足間もない制度にもかかわらず部分的見直しがなぜあるのか、軽減内容の複雑さについてなどが出され、制度に対する関心の高さがうかがえました。

次に、農業振興についてでございます。小松地区において11月22日、水車まつりを行いました。好天に恵まれ多くの人出があり、ちぎりの里のみそを使った豚汁、水車米の御飯、地元でとれた農産物などを販売し、消費者と生産者が触れ合い、親交を深めました。また、大興善寺にて秋いろいろいっぱいコンサート2008とJR九州及び基山JR九州ウォーキング実行委員会の共催による紅葉ウォーキングが開催され、1,720人ほどの参加者があり、終日にぎわいました。

次に、教育委員会関係についてでございます。全国学力テストにつきましては、結果が8月末に各学校に届きました。今回の学力テストは、学力のほか生活習慣や学習環境を尋ねる調査も実施されており、調査結果をもとに各学校において今後の教育課程に生かすための分析を行い、自校の課題に基づいて学力向上に取り組んでいるところです。

次に、若基、基山小学校の不審電話についてでございます。9月1日に若基小学校、5日

には両小学校に不審電話があり、保護者の方を初め町民の皆様に変御迷惑をおかけいたしました。今回も区長会、補導員会等のパトロールの御協力をいただき、ありがとうございました。9月に両小学校にナンバーディスプレイ電話を設置いたしました。今後とも安心・安全の学校環境づくりを目指してまいります。

次に、10月18、19日に伊万里、西松浦郡有田町周辺で第61回県民体育大会が開催され、本町から296名の選手が出場しました。また、11月1日から3日までは町民会館において第30回基山町文化祭が開催され、基山町の文化を堪能することができました。11月9日には久留米市、小郡市、鳥栖市、基山町3市1町のクロスロードスポーツレクリエーション祭が鳥栖市で開催され、多くの方に参加いただき、他市住民の方との連携と交流を深めることができました。

次に、基山小学校改築工事についてでございます。工事につきましては順調に進み、12月24日に竣工検査が終わる予定であります。引き続き25日から引っ越し作業を行い、年が明けて1月8日からいよいよ給食センターで調理を行い、配送車により若基小学校と基山中学校へ配送をいたします。配送業務につきましては、食の安全に万全を期してまいります。

次に、道路改良事業についてでございます。まち交工20補第1号野口立野線道路改良工事につきましては、平成20年10月15日から平成21年2月13日までの工期で今泉建設株式会社が14,910千円で請負、施工いたしております。現在の出来高は75%でございます。

次に、下水道事業についてでございます。下水道事業の発注及び進捗状況は別紙のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上をもちまして町政報告を終わらせていただきます。

日程第5～19 第52号議案～第63号議案、報告第7号、諮問第1号～諮問第2号

議長（酒井恵明君）

日程第5．第52号議案より日程第16．第63号議案まで、日程第17．報告第7号及び日程第18．諮問第1号、日程第19．諮問第2号を一括議題とします。

この際、朗読を省略し、これより提案理由の説明を求めます。町長。

町長（小森純一君）（登壇）

それでは、提案理由の説明を申し上げます。

第52号議案 基山町税条例等の一部改正について。

提案理由は、個人の町民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金を新たに定めること及び個人の町民税に関する公的年金からの特別徴収開始年度を変更するため、基山町税条例を改正する必要性が生じたため提案いたすものでございます。

議長（酒井恵明君）

しばらくお待ちください。

じゃ、続けてください。

町長（小森純一君）続

続けさせていただきます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第53号議案 基山町企業立地促進等に関する条例の一部改正について。

提案理由、企業立地促進に関する奨励金の交付期間を改めるため、基山町企業立地促進等に関する条例を改正する必要性が生じたため提案いたすものでございます。

内容といたしましては、現在の奨励金の交付期間が10年間になっていますが、これを3年間に改めるものです。

第54号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について。

提案理由は、町営住宅の入居者の安全及び平穏な生活の確保を図るため、基山町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する必要性が生じたため提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より説明をいたします。

第55号議案 基山小学校改築工事請負契約の変更について。

提案理由は、基山町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、平成19年10月5日に議決された第64号議案 基山小学校改築工事請負契約について変更請負契約を締結する必要性が生じたため提案いたすものでございます。

内容につきましては、変更前の1,698,900千円に11,732,700円を追加し、1,710,632,700円とするものでございます。

次に、第56号議案 基山町民会館の指定管理者の指定について、第57号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定について。

提案理由は、基山町民会館及び基山町体育施設の指定管理者の候補者として株式会社創建サービスを選定したので、地方自治法第244条の第6項の規定により議会の議決を求める必要性が生じたため提案いたすものでございます。

第58号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分についてでございます。

提案理由は、平成21年4月21日より鳥栖地区広域市町村圏により共同処理しております電子計算センターが、アウトソーシング及びオープンシステムの導入によりそれぞれの市町で管理運営することとなるため、地方自治法により、組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分を行う際には全組織団体の協議によりこれを定め、県知事の許可を受けることになっており、その協議については組織団体の議会の議決を経る必要が生じたため提案いたすものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第59号議案 平成20年度基山町一般会計補正予算（第4号）でございます。

この議案につきましては、現計予算6,503,876千円に今回175,570千円を追加いたしまして、予算総額6,679,446千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第60号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）でございます。

この議案につきましては、現計予算1,677,908千円に今回18,804千円を追加いたしまして、予算総額1,696,712千円にお願いするものです。

内容につきましては、担当課長より補足説明を申し上げます。

第61号議案 平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算（第2号）でございます。

この議案につきましては、現計予算325,110千円に今回137,819千円を減額いたしまして、予算総額187,291千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第62号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。

この議案につきましては、現計予算173,759千円に今回4,669千円を減額いたしまして、予算総額169,090千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

第63号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）でございます。

この議案につきましては、現計予算663,416千円に今回17,842千円を追加いたしまして、予算総額681,258千円にお願いするものでございます。

内容につきましては、担当課長より補足説明をいたします。

以上、御審議をお願い申し上げます。

次に、報告第7号 寄附(金・物品)の報告についてでございます。

内山秀明様より20千円、平成20年8月29日受領、基山町ゴルフ協会会長内山孝之様より80千円、平成20年9月3日受領、第7回古希同窓会原啓次様より30千円、平成20年10月20日受領を、いずれも基山町育英資金貸付基金に御寄附をいただいております。

また、洗心寮あさがおレオクラブ様より車いす1台85千円相当を平成20年10月23日受領、基山小学校に御寄附をいただいております。

次に、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

基山町大字宮浦827番地3、調實叡氏につきましては、人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある方でございます。議案書に履歴書を掲載しておりますけれども、昭和38年に京都養護施設積慶園に就職なされ、39年に東京養護施設東京恵明学園に、それから昭和42年、児童養護施設洗心寮へ就職なさっております。そして、平成2年には洗心寮の寮長、そして経営に携わっておられるということです。傍ら、昭和50年、佐賀県青少年健全育成指導員、60年、基山町保育所運営委員、平成元年、基山町民生委員推薦会委員、それから平成5年、佐賀県社会福祉施設経営者協議会常務理事、7年、基山町特別職報酬等審議会委員、17年、基山町社会福祉協議会理事をなさっております。

人権擁護につきましては、平成2年より人権擁護委員として現在に至っておるということでございます。適任と思ひ、推薦を申し上げます。議会の御意見をよろしくお願ひを申し上げます。

それから、諮問第2号も人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

基山町大字小倉545番地の9、原芳子氏につきましては、こちらも人格、識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護についての理解のある方でございます。原氏につきましては、平成6年に基山町婦人会会長、基山町防災会議委員、基山町公害防止対策協議会委員、それから平成7年、基山町保育所運営委員会委員、民生委員、児童委員、それから基山町特別職報酬等審議会委員、8年に基山町老人保健福祉計画策定委員会委員、基山町行政改革懇談会委員、それから13年に基山町情報公開制度懇話会委員、16年には基山町個人情報保護審査会委員、18年に基山町補助金等検討委員会委員をお務めいただいております。

また、人権擁護関係につきましては、平成11年に人権委員に就任なされておられます。そ

して、17年には佐賀県人権擁護委員連合会理事及び佐賀県人権擁護委員協議会副会長をお務めいただいております。もうこちらでも適任と思って御推薦申し上げておりますので、どうかよろしく御意見ををお願いを申し上げたいというふうに思います。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。

議長（酒井恵明君）

以上で提案理由の説明が終わりましたので、次に担当課長の補足説明を求めます。

まず、第52号議案についての税務住民課長の補足説明を求めます。税務住民課長。

税務住民課長（安永靖文君）

それでは、第52号議案 基山町税条例等の一部改正についての補足説明を申し上げます。

この一部改正につきましては、平成20年地方税法改正に伴いまして個人住民税に係る寄附金控除の対象となる寄附金が拡大されたことによるものと、9月議会をお願いをいたしておりました平成21年度からの公的年金からの住民税の特別徴収を1年延期をお願いし、平成22年度からとお願いするものでございます。

まず、第1条でございますが、従来、住民税の寄附金控除につきましては、都道府県、市町村に対する寄附金、それから共同募金に対する寄附金、日本赤十字社支部に対する寄附金で総務大臣からの承認を受けたものに限られておりました。今回の税法改正によりまして、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうちから、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして、都道府県または市町村が条例により指定したのも対象とされることとなりましたので、今回第34条第1項第3号といたしまして新たにお願いをいたしてるところでございます。

内容といたしましては、所得税の寄附金控除といたしまして、所得税法第78条の規定の中から原則県内の社会福祉法人、学校法人等の事業所等に対する寄附金を対象とし、町民税、県民税、いわゆる住民税から寄附金控除を行うというものでございます。

続きまして第2条でございますが、これにつきましては、9月でお願いをいたしておりましたけれども、当初総務省からの通達によりまして、全国市区町村において公的年金からの住民税の特別徴収を21年度から実施するという通達等が参っておりました。また、公的年金の住民税の特別徴収を平成21年度から実施するには、現在の電算のシステムを平成20年度中に改修することが必要となるわけでございます。ただ、全国的に、平成21年度以降合併を予定している市町村、または市町村単位及び広域単位で電算システムの見直しの計画

のある市町村が全国に多数ございまして、今回20年度に改修をいたしますと、本町の場合ですけれども、今回改修をしますと、オープン化を予定をしております。その関係上、二重投資になるという市区町村も多数出てくるということから、総務省の通達が9月末に、改修を予定している町村については延期することも差し支えないという旨の通達が9月末に出されたところでございます。こういうことから、鳥栖広域電算もオープン化を計画をしており、21年11月に移行される予定となっております関係上、それまでのシステムを改修するには二重投資が生じてくるということになります。その金額が全体で17,000千円程度を見込まれているところでございますので、こういう関係から鳥栖広域電算の構成市町村においても1年延期をお願いし、実施を22年度からということをお願いをするところでございます。

なお、施行期日でございますけれども、第1条寄附金控除につきましては平成21年4月1日、第2条につきましては公布の日からといたしておるところでございます。

以上、補足説明を終わらせていただきますが、御審議の上、御可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第54号議案に対する補足説明をまちづくり推進課長お願いいたします。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

第54号議案 基山町営住宅設置及び管理条例の一部改正について補足説明をいたします。

今回の条例改正は、町営住宅における暴力団排除のための条例改正でございます。近年、公営住宅における暴力団員による事件、トラブルがほぼ全国的に多数発生しています。そのため、平成19年6月、公営住宅からの……（「第53号が抜けた」と呼ぶ者あり）

議長（酒井恵明君）

失礼。（「第53号がないもん」と呼ぶ者あり）いえ、補足説明は町長はおっしゃってません、第54号に移っておりますので。これでよろしいんです。（「言わん場合せんでいい」と呼ぶ者あり）え。そうです、はい。続けてください。

まちづくり推進課長（平野 勉君）続

よろしいですか。

そのため、平成19年6月、公営住宅からの暴力団排除に関する社会的要請の高まりを受け、国土交通省が公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示しました。そして、ことし2月

に佐賀県が県営住宅から暴力団を排除するための条例改正を行い、県内市町も条例改正を進めています。

今回の条例改正で、暴力団員は入居させない、暴力団員であることが判明した場合には明け渡し請求を行います。また、暴力団員に関する情報提供依頼等について鳥栖警察署との連携強化を図ることにしています。

条例改正内容について、条例新旧対照表により説明をいたします。

議案資料の5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

入居者の資格、第6条に5号を追加して、暴力団員と、同居する暴力団員は入居することができません。同居の承認、第12条に2項を追加して、暴力団員は同居させません。入居の承継、第13条に2項を追加して、暴力団員には入居承継させません。住宅の明け渡し請求、第42条に7号を追加して、暴力団員であることがわかったときは明け渡しを求めます。そのほか一部に条項の整理をしております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第58号議案に対する補足説明を企画政策課長に求めます。企画政策課長。

企画政策課長（小野龍雄君）

第58号議案 鳥栖地区広域市町村圏組合規約の変更及び同組合が共同処理する事務の変更に伴う財産処分についての補足説明をさせていただきます。

1の規約の変更につきましては、資料の8ページをお願いいたします。資料の8ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

改正前の第3条2項につきましては電算業務がなくなるため廃止をいたしまして、3項を2項に繰り上げるものです。それから、改正前の第15条に関しましては、関係市町村の負担割を定めたものです。改正前15条第2項中(2)のアを廃止しまして、(2)イ、管理運営に要する経費を改正後の(1)に、改正前の(1)第3条第1号に要する経費を改正後の(2)に、それから改正前の(3)第3条第3号に要する経費を第3条第2号と改め、(3)に明記するものです。

次に、もとに戻っていただきまして第58号議案の2、財産処分につきましては、建物を鳥栖市へ、後期高齢者システムパッケージをそれぞれの関係市町村へ、後期高齢システムパッケージ以外の物品につきましては鳥栖市に帰属するものです。

以上です。よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

次に、第59号議案に対する補足説明を総務課長に求めます。総務課長。

総務課長（大石 実君）

それでは、第59号議案平成20年度基山町一般会計補正予算について補足説明をさせていただきます。

今回の補正は、現計予算6,503,876千円に歳入歳出それぞれ175,570千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,679,446千円とするものでございます。

それでは、事項別明細に沿って説明をしていきます。

まず、3ページをお開きいただきたいと思います。8款3項1目、地方税等の減収補てん臨時交付金についてでございますけれども、これにつきまして957千円の追加をお願いしておるところでございます。内容につきましては、自動車取得税減収補てん臨時交付金として656千円の追加、地方道路譲与税減収補てん臨時交付金として301千円、この2つにつきましては道路特定財源諸税の暫定税率廃止の見返り分としてでございます。

続きまして、9款1項1目、地方交付税についてでございます。今回、地方交付税を2,641千円の追加をお願いをしております。これは、調整率の見直しによるものでございます。

続きまして、7ページをお開きいただきたいと思います。7ページでございます。13款1項1目、民生費国庫負担金についてでございます。児童運営費負担金が7,495千円の追加をお願いしております。これは、措置人員の増によるものでございます。たんぽぽ保育園分と広域入所申請分についてでございます。続きまして、障害者自立支援給付費負担金につきまして15,703千円の追加をお願いをしております。これは、国が2分の1、県が4分の1で、この理由としましては給付費の増に伴うものでございます。

続きまして、4目1節の公立学校整備費負担金で5,768千円の更正をお願いをしております。これは、内示の変更によるものでございます。

続きまして、8ページをお開きいただきたいと思います。13款2項4目の1節で小学校費補助金でございますけれども、安全・安心な学校づくり交付金といたしまして129,099千円の追加をお願いしております。これは、基山小学校による内示の変更によるものでございます。それから、3節の幼稚園費補助金についてでございますけれども、私立幼稚園就園奨励費補助金につきまして1,602千円の更正をお願いするものでございます。これは、対象人員

の減ということで、148人が135人になったということでございます。

続きまして、10ページをお開きいただきたいと思います。14款1項1目1節の児童福祉費負担金についてでございますけれども、児童運営費負担金、これは先ほど国庫支出金でも述べたと申しておりますけれども、措置人員の増ということで今回3,747千円の追加をお願いしております。それから、2節の社会福祉費負担金でございますけれども、障害者自立支援給付費負担金でございますけれども、これにつきましても国庫支出金と同じで今回7,851千円の追加をお願いしております。これも国が2分の1、県が4分の1になっております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思います。2目の民生費県補助金についてでございますけれども、障害者自立支援対策臨時特例交付金としまして4,018千円の追加をお願いしております。これは、事業運営円滑事業の増ということでございます。

続きまして、3目1節の保健衛生費補助金についてでございます。乳幼児医療費助成事業補助金につきまして3,016千円の追加をお願いしております。これは、助成件数の増ということでございます。

続きまして、4目1節の農業費補助金についてでございます。魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金についてでございますけれども、これは県の2分の1の補助でございます。それで、12,876千円の追加をお願いしてるところでございます。内容としましては、イチゴのビニールハウス1棟、面積が1,400㎡とイチゴ高設栽培装置の設置等につきましてでございます。それから、強い農業づくり交付金につきまして10,766千円の追加をお願いをいたしております。これにつきましては、経営力の強化ということで、補助対象のところは園部営農集落、営農組合でございます。内容としましては、自脱型コンバイン5条刈を2台と乗用田植え機6条を1台ということでございます。

それから、12ページをお開きいただきたいと思います。14款3項7目・土木費委託金でございますけど、その1節の住宅費委託金、住生活総合調査委託金で168千円の追加をお願いをしております。これは、5年間に1回行われる調査でありまして、内容としましては居住環境を含めた住生活全般に関する実態や意向等を総合的に調査するものでございます。

続きまして、15ページをお開きいただきたいと思います。17款1項2目の財政調整基金繰入金でございます。今回16,000千円の更正をお願いをいたしております。

それから、公共施設整備基金繰入金として3,000千円の更正をお願いをしております。

続きまして、18ページをお開きいただきたいと思います。19款4項4目の1節ですが、広

域入所保育受託事業としまして1,278千円の追加をお願いしております。これは、対象人員の増ということでございます。

それから、19ページをお開きいただきたいと思います。19款5項3目の雑入でございます。リース車自賠責保険料の精算金として17千円の追加をお願いをしております。それから、学校備品売払金として15千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、基山小学校の備品売却にかかわるものでございます。

続きまして、歳出に移らせていただきたいと思います。

まず、20ページをお開きいただきたいと思います。2款1項1目19節の特定健康診査及び特定保健指導に係る地方公共団体負担金としまして33千円の追加をお願いをしております。それから、その下の佐賀県立鳥栖工業高等学校全国高校駅伝競走大会出場助成金でございますけれども、100千円の追加をお願いをしております。これは、今度第59回全国高校駅伝競走大会に鳥栖工業が出場回数34回目ということで、出場に対する助成金でございます。

それから、21ページをお開きいただきたいと思います。2款1項5目でございますけれども、15節の工事請負費で旧庁舎排水工事で1,700千円の追加をお願いをしております。これは、旧庁舎におきまして以前東側に排水をしておりましたが、それができなくなりまして南側のほうに排水をしなくてはならないようになりましたので、その排水工事に伴うものでございます。それから、用地購入費としまして55,434千円の追加をお願いをしております。この用地購入費につきましては、基山グリーンパークの2,204.4㎡によるものでございます。

25ページをお開きいただきたいと思います。3款1項1目の20節、扶助費の障害者自立支援給付費で36,688千円の追加をお願いしております。内訳としては、下に書いてある介護給付費に18,787千円、訓練等給付費として12,621千円、特別対策事業費として5,280千円の追加でございます。これにつきましては、歳入で申し上げましたように、国庫支出金と県支出金も入ったところで説明したとおりでございます。

それから、26ページをお開きいただきたいと思います。3款1項20節、扶助費ですけれども、老人ホーム入所措置費で4,489千円の更正をお願いをしてるところでございます。これにつきましては、歳入のほうでも言いましたように人員減ということでございます。それから、28節の繰出金、老人医療費繰出金として12,220千円の更正をお願いをいたしております。

それから、27ページをお開きいただきたいと思います。3款2項1目の13節、委託料についてでございますけれども、広域入所保育事務委託料として1,676千円の追加をお願いをし

ております。これは、歳入の際も申し上げましたけれども人員増ということでの追加でございます。それから、20節の扶助費でございますけれども、たんぼぼ保育園運営費として15,446千円の追加をお願いいたしております。これも、歳入で御説明しましたように人員増ということでございます。

それから、2目11節の需用費で修繕料として1,456千円の追加をお願いしております。これは、食器消毒保管機等の取り付けに伴うものでございます。

続きまして、28ページをお開きいただきたいと思います。3目の20節・扶助費、ひとり親家庭医療助成費としまして1,500千円の追加をお願いをしております。

その下の4目・児童福祉施設費、需用費での修繕料でございますけれども、これは公園遊具等の修繕といたしまして525千円の追加をお願いをいたしております。

続きまして、29ページをお開きいただきたいと思います。4款1項1目20節の扶助費でございますけれども、乳幼児等の医療費助成費でございますけれども、3,879千円の追加をお願いをしております。これは、助成件数の増ということでございます。

続きまして、30ページをお開きいただきたいと思います。4款2項2目19節の負担金補助及び交付金についてでございますけれども、広域ごみ処理施設運営費負担金として20,241千円の追加をお願いしております。これは、額の確定ということでお願いをしております。

それから、31ページをお開きいただきたいと思います。4款3項1目19節の負担金補助及び交付金についてでございますけれども、佐賀東部水道企業団に対する用水負担金として2,682千円の更正をお願いをしております。これも確定によるものでございます。

続きまして、32ページをお願いいたします。6款1項3目の19節・負担金補助及び交付金でございますけれども、集落営農育成確保緊急整備支援交付金として10,766千円の追加をお願いいたしております。これは、歳入でも御説明したとおりコンバイン等のものでございます。それから、魅力あるさが園芸農業確立対策事業補助金15,452千円の追加でございますけれども、これも歳入で説明しました、イチゴの栽培ですね、ビニールハウスでございます。

続きまして、36ページをお開きいただきたいと思います。8款2項1目12節・役務費、その他手数料72千円の追加をお願いしておりますけど、これはアダプトプログラムの看板の設置についてでございます。それから、13節・委託料のけやき台歩道橋の駐輪場管理委託料としまして559千円の更正をお願いしておりますが、これは国が直接直轄で行うようになったためでございます。

それから、38ページをお開きお願いします。38ページ、8款4項1目28節の繰出金でございますけれども、下水道特別会計繰出金として3,510千円の追加をお願いをいたしております。

続きまして、39ページをお開きいただきたいと思います。8款5項1目11節の修繕料でございますけれども、今回2,757千円の追加をお願いをいたしております。主なものとしては、排水処理施設曝気フロアの修繕と排水処理施設の破砕機の修繕等でございます。続きまして、12節、役務費の園部団地白蟻駆除手数料として242千円の追加をお願いをしております。これは2軒分でございます。それから、19節、負担金補助及び交付金についてでございますけれども、本桜団地汚水処理施設等管理業務負担金として3,680千円の追加をお願いをいたしております。

続きまして、40ページをお開きいただきたいと思います。9款1項3目19節の負担金補助及び交付金についてでございますけれども、消火栓管理負担金として500千円の追加をお願いをいたしております。これは、下水道の工事に伴いまして消火栓のかさ上げが必要になったためでございます。

それから、42ページをお開きいただきたいと思います。10款2項1目の基山小学校管理費と若基小学校管理費についてでございますけれども、給料、手当、共済費等の更正につきましては10款5項3目、学校給食費の組み替えのためでございます。主なものとしてはそういったものでございます。

それから、44ページをお開きいただきたいと思います。10款3項1目、学校管理費でございますけれども、この更正につきましても10款5項3目の組み替え等による、主なものはそういったものでございます。

それから、46ページをお開きいただきたいと思います。10款4項5目、町民会館費でございますけれども、18節の備品購入費で会館備品として1,096千円の更正をお願いをいたしております。これ、主なものとしましては、パソコンの入札減ということでございます。

それから、48ページをお開きいただきたいと思います。10款5項3目、学校給食費で追加が出ておりますけれども、主なものとして給料、職員手当、共済等の追加につきましては小・中学校給食費の組み替え、先ほど言いました組み替えの分が主なものでございます。

続きまして、50ページをお開きいただきたいと思います。10款6項1目19節の負担金補助及び交付金についてでございますけれども、私立幼稚園就園奨励費補助金としまして4,807千円の更正をお願いをいたしております。これにつきましては対象人員の減というこ

とで、歳入のときも説明したとおりでございます。

それから、52ページをお開きいただきたいと思います。12款1項2目、利子でございますけれども、23節の償還金利子及び割引料でございますけど、今回長期債利子として3,772千円の更正をお願いをいたしております。

それから、54ページをお開きいただきたいと思います。予備費でございますけれども、782千円を追加して財源調整を図ったところでございます。

以上、説明を終わりたいと思います。議員各位には審議いただき、ご可決いただきますようよろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

補足説明途中でございますが、ここで10時50分まで休憩いたします。

～午前10時40分 休憩～

～午前10時50分 再開～

議長（酒井恵明君）

休憩中の会議を再開し、第60号議案に対する健康福祉課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、第60号議案 平成20年度基山町国民健康保険特別会計補正予算につきまして、事項別明細書によりまして補足説明をさせていただきたいと思います。

今回、1,677,908千円の補正前に対しまして補正額といたしまして18,804千円、計といたしまして1,696,712千円を今回お願いしたいと思っております。

3ページをお願いいたします。歳入の3款、国庫支出金、1目の療養給付費等負担金でございます。これにつきましては、説明の欄で内訳を書いておりますが、療養給付費負担金、これにつきましては追加をお願いいたしております。歳出の分の一般の療養費負担金、それと一般の療養被保険者の高額関係が増になっております関係上、追加をお願いいたしております。残りの老人保健それから介護、後期高齢関係につきましては、拠出金の額の確定によりまして更正をお願いいたしております。

それから、次の4ページをお願いいたします。財政調整交付金でございますが、これは今御説明しました関係に伴いまして、これにつきましても更正をお願いいたしております。

次のページをお願いいたします。4款の療養給付費交付金でございます。これにつきまし

ては、支払基金からの歳入という形になりますが、退職者被保険者等療養給付費等交付金ということで10,832千円の追加をお願いいたしております。これにつきましては、前期高齢者、通常前期高齢者は、もう65歳以上につきましては一般扱いに本年度はなっておりますが、そのうちに退職者等に当たります部分についてはある程度支払基金から補てんをするという形でございますので、その額の追加をさせていただいております。

それから、次のページでございます。前期高齢者交付金でございます。これにつきましても、支払基金からの額の確定によりまして追加をお願いいたしております。

それから、8ページをお願いいたします。一般会計繰入金でございますが、人件費等相当分の追加という形で7,756千円をお願いいたしております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページをお願いいたします。2款の保険給付費、3目、一般被保険者療養費でございます。歳入のほうでも御説明いたしましたけれども、一般被保険者療養費が増になっております。これにつきましては、9月までの実績によりまして3月までの見込みということで追加をお願いいたしてるところでございます。

それから、次のページをお願いいたします。高額療養費関係でございます。1目、2目につきましても今後の見込みで、追加ということでそれぞれお願いをいたしております。

それでは、16ページをお願いいたします。老人保健拠出金でございます。これも、これは支払基金のほうへ出すわけでございますが、額の確定に伴いまして更正31,521千円をお願いいたしております。

それから、次のページでございます。介護納付金でございます。これも支払基金への支出でございますが、これも額の確定によりまして更正8,243千円をお願いいたしております。

それから、20ページをお願いいたします。予備費につきまして43,667千円を追加をお願いいたしております。

国民健康保険につきましては以上でございます。よろしくをお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第61号議案に対する補足説明を同じく健康福祉課長に求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

続きまして、第61号議案でございます。平成20年度基山町老人保健特別会計補正予算でございます。これにつきましても事項別明細書で補足説明をさせていただきたいと思っております。

今回につきましては、補正前の額325,110千円に対しまして補正といたしまして137,819千円の更正をお願いいたしております。計といたしまして187,291千円でございます。

3ページをお願いいたします。老人保健につきましては、御承知のとおり20年度から廃止がなされまして新たな後期高齢医療のほうに移行になっておりますが、一応20年3月分につきましては20年度で支払うという形をとらせていただいております関係上、当初につきましては例年実績の2カ月相当分を組ませていただいております。その後、ほぼ3月の支払い分につきましてはある程度額が出てまいりましたので、今回更正をお願いいたしております。

ただ、今後出てきます見込みといたしましては、請求がおくれる場合、こういうのは、例えば転入、転出に絡みまして、例えば基山町におられてかかられた方が鳥栖市に行かれて、転出をされた場合につきましては、例えば鳥栖市のほうに請求がまとめてあったという例がございます、それは分けられて今度は基山町に戻ってくるという例がございますので、こういう例で遅く請求がある場合がございます。それから、社会保険から国民健康保険あるいは国民健康保険から社会保険に変わられた場合につきましても、おくれて請求がなされる場合もございます。それと、請求漏れでございます。これは、病院等からの請求していただくところを請求漏れということでおくれて請求がある場合もございます。それからもう一つは再審査ということで、そういう場合が今後考えられますので、その分についてはまだ財源として残させていただくということで、今回そういう形で主に更正をお願いいたしております。

7ページをお願いいたします。歳入関係の7ページでございます。ほとんど更正をさせていただいておりますが、雑入につきましては今回追加をお願いいたしております。これにつきましては、診療報酬関係の還付金が発生いたしておりますので、今回雑入に2,151千円の追加をお願いいたしております。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましても更正をほとんどさせていただいておりますが、9ページでございます。2款・医療諸費の2目・医療費支給分につきましては、高額医療の分が結構ございまして今回追加を3,000千円をお願いいたしております。

それから、10ページをお願いいたします。一般会計の繰出金でございます。歳入で発生いたしました還付金につきましては、その相当分を一般会計へ繰り出すという形で、今回

2,159千円の追加をお願いいたしております。

老人保健特別会計については以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（酒井恵明君）

続きまして、第62号議案に対する健康福祉課長の補足説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（岩坂唯宜君）

それでは、続きまして第62号議案 平成20年度基山町後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明をさせていただきます。これにつきましても事項別明細書で行わせていただきますので、よろしくお願いいたします。

補正前の額173,759千円に、今回更正の4,669千円をお願いいたしております。計の169,090千円でございます。

3ページをお願いいたします。歳入の保険料関係の特別徴収、それと普通徴収に關しましての補正でございます。

まず、特別徴収につきましては、原則年金受給者につきましては特別徴収という形でさせていただいておりますが、今回いろいろ軽減額の更正がなされております。例えば、7割軽減が8.5割軽減、それから所得割が、580千円以下の所得の方につきましては所得割を2分の1にするというような変更がなされておまして、当然そうなりますと保険料の額が下がってくるということになります。そういう場合、特別徴収でお願いしてる方につきましては額の変更がなされますので、普通徴収のほうに変更しなければならないということでございます。そういう関係上、今回特別徴収の調定額を減額の25,289千円お願いいたしております。

その分、今度は普通徴収のほうにその分が加わるということでございますので、減額なされた分を普通徴収の分に、減額なされて確定した額を調定額として19,686千円の追加をお願いいたしております。

それから、次のページでございます。一般会計からの繰入金でございますけれども、これにつきましては、後期高齢の広域連合に支払いをいたします共通経費の負担金の増に伴いまして、一般会計より繰り入れをさせていただくということで934千円の追加をお願いいたしております。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

歳出につきましては、総務費、1款1目、徴収費関係につきまして、印刷製本費あるいは

通信運搬費の追加をお願いいたしておりますが、これにつきましては後期高齢関係の通知書関係の封筒、これが不足してまいりましたので61千円の追加をお願いいたしておりますのと、役務費につきましては、先ほども申し上げましたとおりいろいろと変更がなされておりますので、変更通知書とかの通知が結構ふえてきております。こういう関係で、特に郵便料金の追加をお願いいたしております。

それから、次のページでございます。後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、これにつきましては784千円、事務費関係の追加ということでお願いをいたしております。それから、保険料等納付金につきましては、歳入の特別徴収、普通徴収の保険料の調整の増減に伴いまして保険料が減額になった分、5,603千円の更正をお願いいたしております。

以上、3つの特別会計をお願いいたしております。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

議長（酒井恵明君）

次に、第63号議案に対するまちづくり推進課長の補足説明を求めます。まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（平野 勉君）

第63号議案 平成20年度基山町下水道特別会計補正予算（第2号）について補足説明をいたします。

議案の34ページをお願いいたします。第2表地方債補正でございます。今回、6,100千円の更正をお願いいたしております。これは、主に国庫補助事業費の減によるものでございまして、充当率90%でございます。

次に、補正内容につきましては事項別明細書より説明させていただきます。事項別明細書をお願いします。

まず、3ページでございます。歳入です。1款1項1目・汚水処理施設分担金でございます。これは、本桜団地汚水処理施設移管に伴う分担金でございます。

1款1項2目・公共下水道分担金でございますが、これは高島団地簡易水道給水区域内の受益者負担金相当分の分担金でございます。

4ページをお願いします。1款2項1目・公共下水道負担金の更正は、主に高島団地簡易水道給水区域内の受益者負担金を分担金で納入されたことに伴う更正でございます。

5ページをお願いします。3款1項1目・公共下水道事業費国庫補助金の更正は、これは

国庫補助事業費の減によるものでございます。事業費を380,000千円から370,000千円に減額するものでございます。

6ページをお願いします。6款1項1目・公共下水道基金繰入金の更正は、これは基金から繰り入れる人件費相当分の更正によるものでございます。

7ページをお願いします。6款2項1目・公共下水道一般会計繰入金の追加は、公共下水道事業費の歳入歳出の差し引きによるものでございます。

8ページをお願いします。7款1項1目・繰越金の追加は、これは決算による追加でございます。

9ページをお願いします。8款3項1目・公共下水道雑入の追加は、消費税確定申告による還付金でございます。

10ページをお願いします。9款1項1目・公共下水道事業債の更正は、先ほど第2表地方債補正でも説明いたしましたが、主に国庫補助事業費の減によるものでございます。

次に、歳出でございます。

11ページをお願いします。2款1項1目・公共下水道事業費でございます。13節・委託料の更正は、主に公共下水道設計業務委託料の入札結果によるものでございます。処理場維持管理業務委託料の追加は、汚水収集運搬料と脱水ケーキ処分料の増によるものでございます。22節・補償補填及び賠償金の更正は、下水道工事に伴う水道管移設工事の減によるものでございます。25節・積立金の追加は、主に分担金の追加によるものでございます。

12ページをお願いします。2款2項1目・汚水処理施設事業費でございます。25節・積立金の追加は、主に本桜団地汚水処理施設移管に伴う分担金の追加によるものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく願いいたします。

議長（酒井恵明君）

以上で補足説明が終わりました。

本日の会議は以上をもちまして散会いたします。

～午前11時9分 散会～